



令和5年（2023年）4月27日発信

報道関係者 各位

公民権回復手続きの誤りについて

飯山市選挙管理委員会事務局の事務処理誤りにより、令和3年（2021年）4月25日 参議院長野県選出議員補欠選挙から令和5年（2023年）4月9日 長野県議会議員一般選挙まで8種類（最高裁判所裁判官国民審査含む）の選挙において投票所入場券が送付されなかった事案が発生しました。今回の事案が起こった原因は、公職選挙法の該当規定を誤ったためによるものです。

1 経緯

長野県議会議員一般選挙執行後の令和5年（2023年）4月10日、長野県選挙管理委員会から投票する権利を失った人の情報提供を求められ、選挙管理委員会で調査したところ、失権した状態が続いていたことが判明しました。

手続き誤りの内容に関しては、公職選挙法第29条第1項の規定による公民権の回復通知を飯山市選挙管理委員会が収受しながら、公職選挙法の該当規定を誤ったため公民権回復の事務処理手続きが行われなかったためによるものです。

2 今後の対策

今後の再発防止対策として、改めて適正な事務処理を徹底するとともに選挙人名簿作成時に失権情報の再確認を行うことにより、チェック体制を強化してまいります。

3 市長のコメント

事務処理手続きの誤りにより公民権行使に支障をきたす事態を招いたことにつきまして、心より深くお詫び申し上げます。このような事態は絶対にあってはならないことであり速やかに再発防止対策を講じ、職員への指導を徹底してまいります。

飯山市選挙管理委員会
住所：飯山市大字飯山1110-1
担当：局長 島崎紀明 選挙係長 小林啓二
電話：0269-67-0720（直通）
ファクシミリ：0269-62-5990
電子メール：senkan@city.iiyama.nagano.jp